

「倶知安町建築物等に関する指導要綱」について

「倶知安町建築物等に関する指導要綱」（以下「建築指導要綱」という）は、平成 15 年 11 月より施行され、冬期の降雪量 10m・積雪深 2m を超えることもある、約半年間雪と暮らす倶知安町で、皆が 安全・安心・暮らしやすい「まちづくり」のために定められました。

雪によるトラブルが大変多いため、雪の堆積空間や落雪空間を確保して

みんなが暮らしやすくするための「**建築指導要綱**」は

倶知安町全域 に指定されています

— 「建築指導要綱」のルール —

① 建築計画

- 屋根からの落雪や雪庇は自己敷地内処理が基本ですので、雪処理ができる建物計画としてください
- 敷地形状や傾斜地等を考慮して、落雪スペース・堆雪スペースを確保してください
- 落雪スペースを確保できない敷地では、無落雪屋根にする等の対応をしてください
- 雪止め金具の設置・ルーフヒーターの設置は、電気代やメンテナンス等の維持管理費がかかるため、最初の計画の段階で、雪処理を念頭においた建築計画としてください
- 駐車スペースは、冬期間も十分確保されるような配置計画としてください

② 落雪屋根建築物の軒先からの落雪飛距離

- その年の気候状況により、実際の落雪飛距離が変動するため、算定式の数字は最低限必要な離れの数字として計画してください
- 落雪飛距離の算定式による距離が取れない場合は、建物形状や配置計画などの見直しが必要です

倶知安町の実情を理解していただかないと、建物という大切な財産が将来的に負担になったり、他の方への迷惑になる恐れがあります。

みんなが暮らしやすくするルール「**建築指導要綱**」を守りましょう。

また、不動産取引や、設計・施工に携わる方々も、お客様が雪処理に困らないような、建物のプランや工法を提案していただき、雪の問題に取り組むようお願いいたします。

皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます





勾配屋根の雪はまとまって落ちるので落雪距離を十分に確保してください。
また、雪が落ちない方向でも雪庇が発生するので離れを確保してください。



無落雪の屋根は雪庇が発生するので、高さに応じた離れを確保してください。



工作物等についても雪庇が発生します。隣地からの離れを確保してください。